

デイサービス 仁友 運営規程（新）

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人 社団 三杏会が開設する デイサービス 仁友（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護又は要支援状態等となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護などに当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）指定通所介護等は、利用者の要介護又は要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）事業者自らその提供する指定通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）指定通所介護等の提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- （4）指定通所介護等の提供に当たる従業者は、指定通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）指定通所介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （6）指定通所介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

（事業所の名称及び所在地）

(1) 名 称 デイサービス 仁友
(2) 所在地 大分市古国府一丁目3番73号

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者は、通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護等の提供に当たる。

看護職員は、看護その他の指定通所介護等の提供に当たる。

介護職員は、介護その他の指定通所介護等の提供に当たる。

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護等の提供に当たる。

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(但し土曜日は午後3時00分まで)

月曜日～金曜日 午前９時１０分から午後４時３０分までとする。
土曜日 午前９時１０分から午後２時３０分までとする。

第6条 利用定員は、20人とする。

第7条 この事業所が行う指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活等についての相談、助言（利用者及び家族の日常生活における介護等）
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活上の援助、介護サービス（日常生活動作能力に応じた援助）
- (4) 健康状態の確認（体温、血圧、脈拍などの測定を行い健康状態確認）
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴サービス

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 その他、食費は1食500円とする。尚、おむつ代は実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 健康状態に異常ある場合には、その旨を申し出ること
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で、利用すること
- (4) 施設内の設備及び備品などの利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること
- (5) 常備薬、介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは持参すること
- (6) 事業所内で喫煙しないこと
- (7) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること
- (8) 介護サービス利用開始時には、介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと
- (9) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定通所介護等に当たる従業者は、現に指定通所介護等の提供を行っているとときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医

への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害・感染対策) — B C P (事業継続計画) に準ずる

第 1 2 条 介護サービス提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、災害時には、避難の指揮をとるものとする。

2. 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 (B C P 計画) に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

3. 感染症対策の強化についての取り組み

事業所は、感染症の発生及びまん延防止に関するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする。
- 二 感染防止の発生及びまん延防止のための指針を整備することとする。
- 三 従業員に対し、感染症の発生及びまん延防止のための研修を定期的実施することとする。

四 上記措置を適切に実施するための担当者をおくこととする。

(苦情対応)

第 1 3 条

- 1 利用者は、計画したサービス内容に苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業所は、苦情の申立て及び相談があった場合には、敏速かつ誠実に対応します。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立てを行った事を理由として何ら不利益な取り扱いをする事はありません。
- 4 苦情に対しての対応には、以下の者が対応いたします。

デイサービス仁友

管理者及び生活相談員

TEL 097-574-5575

FAX 097-545-5523

5 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制・手順

①体制—苦情受付者—事業所職員

②手順

- ・相談受付者及び管理者は相談・苦情の内容を確認
- ・必要に応じて、ケアマネージャー・SW・家族などの立会を求め検討会を開催

- ・ 検討結果について、相談、苦情を申し立てた本人に確認し理解と同意を求める
- ・ 相談・苦情の処理結果に点いては、記録・保存して、再発防止に役立てる。
(記録は5年間保存)

(虐待防止及び身体拘束)

第14条 事業所は、虐待防止及び身体拘束防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止及び身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止及び身体拘束防止のためのマニュアルを整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止及び身体拘束防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（各部署管理者及び責任者）を置くこと。

第15条 (ハラスメントの防止の為の取り組み)

- 1 パワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発することとする。
- 2 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発することとする。
- 3 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備することとする。
- 4 事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対し配慮のための措置を適正に行うこととする。
- 5 事実関係を確認後、行為者に対する措置を適切に行うこととする。
- 6 再発防止に向けた措置を講ずることとする。
- 7 相談者・行為者当のプライバシーの保護、相談したことを理由に、解雇やその他の不利益扱いをされない旨を定め、周知・啓発することとする。

(研修)

第16条 (研修)

- 1 事業所は指定通所介護等に当たる従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 継続研修 1回／年

③ 勉強会 1 回／2 ヶ月

④ 研修内容

※人権擁護、虐待防止、身体拘束防止、BCP（災害・感染）、認知症介護、介護予防、職業倫理及び法令遵守、入浴介助研修など

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 三杏会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 24 年 12 月 15 日から施行する。

一部改定 平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

一部改定 平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 27 年 2 月 9 日から施行する。

一部改定 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

一部改定 平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

一部改定 令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

一部改定 令和 3 年 1 月 16 日から施行する。

一部改定 令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

一部改定 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。